

令和3年4月19日

国立研究開発法人国立国際医療研究センター の会計監査人の候補者名簿作成について

1. 募集の概要

国立研究開発法人国立国際医療研究センターは、法令の定めにより会計監査人の監査の対象となっています。

会計監査人の選任は厚生労働大臣が行いますが、国立研究開発法人国立国際医療研究センターが候補者名簿を作成し、大臣へ提出することとされています。

このため、令和3事業年度の会計監査人候補者名簿の作成にあたり、会計監査人に就任する希望をお持ちの監査法人又は公認会計士の方(独立行政法人通則法第41条第3項に該当する者を除く)から別紙要領に基づく企画書を募集しますので、令和3年5月18日(火)17時まで提出して下さい。

今回の候補者選定は、令和3～8事業年度の複数年としますが、毎年度、厚生労働大臣の選任を受けることから契約期間は単年度となります。

なお令和4年度以降については、厚生労働大臣の選任を求めるにあたり、候補者より監査計画書を提出いただき、その内容が適切であると認められる場合に限り、引き続き厚生労働大臣の選任を求めることとします。

ただし、選定された者が行政処分を受けるなど特別の事由が発生した場合は、選定の見直しの対象となります。

2. 作成手続き

会計監査人候補者名簿の作成を以下の手順で行います。

(1) 参加を希望する場合は、「企画書作成要領」に基づき企画書を作成し提出していただきます。提出された企画書について、選定委員会において審査を行います。なお、必要に応じて選定委員に対し、各監査法人等から企画書についてのプレゼンテーションを行う場合があります。

(2) 審査終了後、審査結果及び選定基準を公表します。

3. 本件担当・連絡先

東京都新宿区戸山1-21-1

国立国際医療研究センター監査室 担当：飯島

電話：03-3202-7181 内線 2304

参加条件及び企画書作成要領

I. 参加条件

- (1) 独立行政法人通則法第 41 条に規定される資格を有する者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立国際医療研究センターの主たる事務所の所在地である東京都に業務の拠点となる事務所等があること。
- (3) 過去 5 年間に、独立行政法人又は国立大学法人に対する会計監査の実施実績を有すること。
- (4) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター契約事務取扱細則第 6 条及び第 7 条に該当しない者であること。

《参照条文》

国立研究開発法人国立国際医療研究センター契約事務取扱細則

(一般競争参加者の排除)

第 6 条 理事長等は、特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者を一般競争に参加させることができない。

(一般競争参加者の制限)

第 7 条 理事長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があつ後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 第 14 条に規定する交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び理事長等が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があつた後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 七 前各号に類する行為を行った者

II. 参加申し込み

参加を希望する者は、「Ⅲ.」により企画書を作成のうえ、7 部を提出すること。

- (1) 提出期限：令和3年5月18日（火） 17時
ただし、受付は平日の10～12時、14時～17時とする。
- (2) 提出場所：〒162-8655 東京都新宿区戸山1-2-1-1
国立国際医療研究センター監査室
担当：飯島
電話：03-3202-7181 内線 2304
FAX：03-3207-1038
- (3) 提出方法：(2)へ直接提出、若しくは簡易書留にて郵送すること。（提出期限厳守）
- (4) その他：提出された企画書はその事由の如何にかかわらず、変更または取り消しを行うことはできない。また、返却することもしない。

Ⅲ. 企画書作成要領

1. 記載事項（令和3～8事業年度に亘る期間の企画書とすること）

(1) 監査体制及び監査実施要領

①監査体制の編成方針

- ・国立国際医療研究センターの各部門（病院、研究、大学校、事務部門）を監査するチーム体制

（注）監査体制図も併せて提示すること

- ・実際に監査を行う者の人数、氏名、経験等

（注）経験には、独立行政法人会計基準を理解していることを証する事項を含む

- ・監査のサポート体制

（注）適正かつ効率的に監査を実施するために必要な貴法人内部の体制等について記載

- ・監事、財務諸表作成課及び内部監査担当室との連携体制

②監査実施要領（令和3～8事業年度毎に記載のこと）

- ・監査日数、期間（初年度及び次年度以降）

- ・具体的監査実施内容（予備調査の有無）

- ・監査契約に含まれるサービス

（現在は、初期者を対象とした簿記研修会及び職員を対象としたコンプライアンス研修会を実施。）

(2) 監査費用（令和3～8事業年度毎に記載のこと）

①監査費用総額（初年度及び次年度以降）

②見積り、積算の方法

- ・監査に携わる役職者ごとの時間数及び時間単価を明示すること

- ・具体的に事業毎の内訳金額を記載のこと

- ・予備調査費用及び交通費についても明示すること

③監査日程等に大幅な変更が生じた場合の費用変更方法

(3) 監査実績（平成28年度～令和2年度）

- ①独立行政法人、国立大学法人等の法定監査業務実績
- ②独立行政法人、国立大学法人等の支援業務実績（会計業務のコンサルティング等）
- ③病院を有する組織の法定監査業務実績
- ④医療機関の支援業務実績（会計業務のコンサルティング等）
- ⑤学校法人の法定監査業務実績
- ⑥国立国際医療研究センターにとって、ガバナンス・コンプライアンスの観点から、有益と考えられる提案及び各種実績等

2. 添付書類

- ①監査法人の場合は法人の概要を記載した書面、個人の場合は法人の概要に準ずる書面
- ②独立行政法人通則法第 41 条第 3 項に該当しないことの証明
- ③公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理を行っていることの証明
- ④直近の公認会計士協会レビュー結果の概要
- ⑤公認会計士法第 34 条の 5 に規定する業務に関し、提起された訴訟等案件で係属案件がある場合にはその概要（平成 27 年度以降）
- ⑥契約事務取扱細則第 6 条及び第 7 条に該当しないことの証明
- ⑦その他参考事項

3. 留意事項

- ①用紙は A4 版縦とすること
- ②記載事項と添付書類（表紙と目次を除く）を合わせて最大 40 ページ以内にまとめること
- ③当センターの概要、中長期目標、中長期計画等についてはホームページを参照のこと